

阿見町と茨城労働局との雇用対策協定

～みんなが輝く阿見町を目指して～

阿見町（以下「町」という。）及び厚生労働省茨城労働局（以下「労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雇用の創出や産業の振興、移住促進を図り、みんなが主役のまちづくりの実現を目指す町と、労働市場のセーフティネットを担う職業安定行政を展開している労働局が、それぞれの強みを活かして緊密に連携し、町の課題に対して一体的かつ効果的に事業を推進することにより、“しごと”と“ひと”がお互いに呼び合う好循環を確立させ、みんなが輝く町の実現を目指す。

（事業内容等）

第2条 町及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画は、町及び労働局が共同して設置する運営協議会において定めるものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

（要請等）

第3条 阿見町長及び茨城労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するために必要な要請を相互に行うことができることとし、これに誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策の取組において、町及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、町及び労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、本協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から効力が生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、阿見町長及び茨城労働局長が署名のうち、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年 5月29日

阿 見 町 長

天日富司男

厚生労働省茨城労働局長

西井裕樹